

1	一般社団法人ブルー・ガーディアンズ 会員規約
1.1	第1章 総 則
1.2	第2章 入会及び退会
1.3	第3章 権利及び特典
1.4	第4章 規約の追加又は変更
1.5	第5章 免責及び損害賠償
1.6	第6章 個人情報保護
1.7	第7章 反社会的勢力への対応
1.8	第8章 本規約の変更
1.9	第9章 管轄条項

一般社団法人ブルー・ガーディアンズ 会員規約

第1章 総 則

第1条（本会員規約の目的）

本会員規約は、一般社団法人ブルー・ガーディアンズ（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

第2条（当法人の目的）

当法人は、テクノロジーと人の力をハイブリッドに活用し、マイクロプラスチックを筆頭としたプラスチックゴミの回収活動を通じて持続可能な海洋環境および自然環境の保全に取り組み、未来の世代に安全で美しい環境を引き継ぐことで、心身ともに本質的な豊かな生活を実現させることを目的とする。

第3条（会員）

当法人の会員とは、当法人の目的や活動の趣旨に賛同して、指定する手続に基づき入会を申し込み、代表理事にて入会を承認された個人、法人又は団体であり、次の5種とする。

- (1)正会員（法人・団体）：自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する法人又は団体とする。
- (2)準会員（個人）：自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する個人とする。
- (3)賛助会員（法人・団体）：当法人の運営を支援する法人又は団体とする。
- (4)賛助会員（個人）：当法人の運営を支援する個人とする。
- (5)ボランティア会員（個人）：当法人の主催する活動に実働参加する個人とする。

第2章 入会及び退会

第4条（入会）

当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事の承認を得た後、第6条に定める入会金と初月の月会費の支払日をもって入会日とする。

3 正会員の申込者は、入会申込日から起算して60日間に限り、別途定める正会員の権利を無償で行使することができるものとする。

4 代表理事は、正会員の申込者に対し、入会申込日から起算して60日以内に、入会を承認するか否かの判断を行うものとする。

5 正会員の申込者は、入会申込日から起算して60日以内であれば、申込みの撤回または入会申込書に記載した会員種別の変更ができるものとする。なお、当該期間内にいかなる意思表示もない場合は、当該申込者が正会員としての入会意思を有するものとみなす。

第5条（入会条件）

当法人の目的や活動の趣旨を十分に理解していることを入会条件とする。

なお、当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかが認められた場合、代表理事は当該申込者の入会を不承認とすることがある。

- (1) 当法人の目的や活動の趣旨を十分に理解していないと当法人が認めたとき。
- (2) 入会申込書に、虚偽の記載のあった場合。
- (3) 第18条一項各号に該当する場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第6条（会費）

入会金及び会費は、次に定めるとおりとする。

正会員（法人・団体）	入会金	110,000円	月会費	55,000円
準会員（個人）	入会金	6,000円	月会費	3,000円
賛助会員（法人・団体）	入会金	19,000円	月会費	9,500円
賛助会員（個人）	入会金	2,000円	月会費	1,000円
ボランティア会員（個人）	月会費	500円		

2 入会時の入会金と初月の月会費は、第3条により代表理事から入会を承認され、通知を受けた後、2週間以内に納入しなければならない。

3 入会の翌月以降の月会費は、当月末日までに所定の方法で納入しなければならない。

4 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第4条に定める入会日から10月31日までとし、以後、第9条による退会の申し出または第10条による会員資格の喪失若しくは第11条による除名がない限り、有効期間は1年とし、自動的に更新されるものとする。

2 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第8条（変更の届出）

会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに当法人に届け出るものとする。

2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第9条（退会）

退会しようとする会員は、退会の30日前までに、任意の書式にて退会届出書を当法人に対して提出しなければならない。

2 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第10条（会員資格の喪失）

当法人は、下記の各号を会員資格喪失事由と定める。

（1） 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。

（2） 月会費の納入が、2ヶ月以上遅滞したとき。

（3） 本法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。

（4） 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

（5） 他の会員に迷惑をかけたと当法人が認めたとき。

（6） 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。

（7） 入会申込書に、虚偽の記載のあった場合。

（8） 当法人の目的や活動の趣旨を十分に理解していないと当法人が認めたとき。

（9） 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

（10） その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第11条（除名）

会員が前10条各号のいずれかに該当する場合には、代表理事は当該会員を除名することができる。

第12条（会員資格喪失後の権利及び義務）

退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 権利及び特典

第13条（会員の権利）

正会員は、次の権利を有する。

（1） 総会に参加し、決議権を行使する権利。

（2） 別途定めるビジネス共創会議に参加できる権利。

(3) 当法人が発信する環境関連、及び地域のごみ回収や収集に関わるあらゆる情報提供を無償で利用できる権利。

(4) 当法人の事業に法人正会員のすべての役職員が参加し、そのすべてを無償又は優先的に特別価格で利用することができる権利。

(5) 当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし別途定める当法人の商標許諾ガイドラインに従うものとする。

2 準会員は、次の権利を有する。

(1) 活動報告書の配信を受ける権利

(2) 当法人が発信する環境関連、及び地域のごみ回収や収集に関わるあらゆる情報提供を無償で利用できる権利。

(3) 当法人の事業に参加し、そのすべてを無償又は優先的に特別価格で利用することができる権利。

(4) 当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし別途定める当法人の商標許諾ガイドラインに従うものとする。

3 賛助会員は、次の権利を有する。

(1) 当法人が発信する環境関連、及び地域のごみ回収や収集に関わるあらゆる情報提供を無償で利用できる権利。

(2) 当法人の事業に、個人、もしくは法人会員の5人までの役職員が参加し、優先的に特別価格で利用することができる権利。

(3) 当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし別途定める当法人の商標許諾ガイドラインに従うものとする。

4 ボランティア会員は、次の権利を有する。

当法人が発信する環境関連、及び地域のごみ回収や収集に関わるあらゆる情報提供を無償で利用できる権利。

第14条（特典）

当法人は、正会員に対して、当法人が別途定める特典を提供する。

2 当法人は、準会員に対して、当法人が別途定める特典を提供する。

3 当法人は、賛助会員に対して、当法人が別途定める特典を提供する。

第4章 規約の追加又は変更

第15条（規約の追加又は変更）

本規約に定めのない事項については、代表理事が定めるものとする。

2 代表理事は、特典の内容及び会費を含め本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。当法人により追加又は変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加又は変更された本規約に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

第16条（免責及び損害賠償）

戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、当法人が提供する特典及び当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 登録メール又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。

7 他会員の情報が不正確又は虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害及び不利益について当法人は一切責任を負わないものとする。

8 当法人は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

9 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

10 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第6章 個人情報の保護

第17条（個人情報の保護）

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

第18条（反社会的勢力への対応）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下

「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第8章 本規約の変更

第19条 (本規約の変更)

代表理事は本規約を変更することができる。

変更した場合は、当法人すべての会員に本規約を配布する。

第9章 管轄条項

第20条 (管轄条項及び協議義務)

当法人と会員との間に疑義や紛争が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、真摯に協議し、解決に努めるものとする。

2 当法人と会員との間の訴訟その他の法的手続きは、横浜地方裁判所ないし横浜簡易裁判所を第一審の管轄裁判所と定める。

附則

本規則は、令和7年4月1日から施行する。